

令和 7 年度第 3 回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和 8 年 3 月 25 日（水）

○司会

開会の時間が参りましたので、ただいまから令和7年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます、福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長代理の小野澤でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会の開催におきましては、Web と併用する形で開催させていただきます。

また、事務局側も一部 Web 参加をしておりますことを、ご了承くださいますようお願いいたします。本日 Web でご参加されております委員の皆様につきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただくか、画面に向かって挙手していただき、委員長からの指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにしてお待ちください。発言される際は、マイクのミュートを解除していただき発言をお願いいたします。

また、会場のみなさまにおかれましては、ご発言の際、Web 参加の方が聞き取りやすいよう、必ずマイクを口元に近づけてお話しいただきますよう、ご協力のほどをお願いいたします。

委員の皆様のご紹介でございますが、本年度3回目の開催ということであり、お手元の委員名簿、座席表により代えさせていただきます。なお、田辺委員、吉村委員におかれましてはご都合により欠席されております。事務局職員につきましても、時間の関係上、紹介を省略させていただきます。

それでは、会議の開会にあたりまして、認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の田中よりご挨拶申し上げます。

○事務局

福祉局 認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の田中でございます。

令和7年度第3回地域包括支援センター運営協議会の開催にあたり、ごあいさつを申し上げます。

委員のみなさまにおかれましては、平素より本市の高齢者保健福祉施策の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、本日は、大変ご多忙な中、ご出席を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の運営協議会でございますが、令和8年度実施事業に関する評価指標など、次年度の評価のしくみについてご審議いただきたく思います。

また、令和6年度にご議論いただきました「日常生活圏域の再編検討基準」に基づき、今年度、該当区の運営協議会において検討されました圏域割案などもご確認いただき、ご意見を頂戴したいと思います。

本日は、限られた時間の中、議題6件、報告5件と盛りだくさんでありまして、また Web 方式の併用でご不便をおかけすることもあるかと存じますが、地域包括支援センターの適切な運営、包括的支援の充実に向けまして、皆様方の活発なご議論をお願いいたしまして、ごあいさつとさ

させていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、ここで、皆様のお手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

はじめに、本日の会議次第、本協議会の設置要綱、委員名簿、座席表でございます。

以降、右肩の資料番号をご確認ください。

議題１－資料①、議題２－資料①、議題２－資料②、議題３－資料①、議題４－資料①、議題５－資料①、議題６－資料①、ここまでの議題にかかる資料となります。

続きまして、報告１－資料①、報告２－資料①、報告３－資料①、報告４－資料①、報告５－資料①、資料につきましては以上でございますが、すべて揃っておりますでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、本日の運営協議会の開催につきましては、半数以上の委員のご出席をいただいておりますことから、有効に成立していることをご報告申しあげます。それでは、これより議事に移りますが、当運営協議会につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開を原則としているところ、議事内容により、会議を公開することで率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等においては、会議を公開しないことができることとされております。

ここで、本日の運営協議会の議題の取扱いについて、お諮りさせていただきます。

「議題１・２」、につきましては、地域包括支援センターの評価及び、運営方針に関するものであり「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」、「議題３」「議題４」「議題５」については、内容が検討中であり、確定要素が存在するものであること、また、「報告５」については、現在審議されている令和８年度予算に関連するものであるため、「未成熟な情報を公開することになり、特定の情報が尚早な時期に公開されると、誤解や憶測に基づき市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことから、非公開とさせていただきますと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○司会

ありがとうございます。それでは、「議題１～５・報告５」は非公開となりますことから、議事の内容及び資料の取扱いにつきましては、ご留意くださいますよう、お願い申し上げます。なお、公開となる部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前を含めまして、議事要旨とともに議事録を作成し、本市ホームページにおいて公開することになりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の会議の進行を、白澤委員長にお願いしてまいりたいと存じます。

白澤委員長、よろしくお願いいたします。

○白澤委員長

今日は年度末ということで、次年度の地域包括支援センターの実施体制のあり方等についてご検討いただくことが中心化ですが、議題が大多変多いので進行にぜひご協力いただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

議題1「令和8年度地域包括支援センター運営方針及び実施体制について（案）」、事務局から説明をお願いします。

《 非公開 》

それでは議題6について事務局からお願いします。

○事務局

引き続き松井の方から、ご説明いたします。議題6および報告1についてでございますが、先に「報告1 令和7年度地域包括支援センター及び総合相談窓口(ブランチ)職員研修報告について」、その後に「議題6 令和8年度地域包括支援センター及び総合相談窓口(ブランチ)職員研修計画(案)について」ご説明申し上げます。

まずは、報告1をご覧ください。令和7年度の研修は、昨年どおり、基礎・発展・管理者の各階層別及び経験年数を問わない全体研修を実施いたしました。令和7年度も、長寿社会開発センターのオンデマンド配信型以外はすべて集合型で研修を実施し、毎回、ロールプレイやグループワークでは活発な意見交換が行われております。研修報告の一部をご紹介します。

【基礎研修】は、概ね3年以内の職員を対象としております。相談支援業務において、面接は利用者やその家族との信頼関係の基礎を育む重要な場面であるため、10月31日に開催しました「対人援助職における面接技術について」では面接技術についての知識や技術を学び、ロールプレイを通じて実践力を高め、相談面接の資質向上を図る機会としました。

【発展研修】は、概ね4年目以降の中堅期職員を対象としております。今年度は、中堅期職員が地域ケア個別会議等で中心的役割を担うことができるよう、8月22日に開催しました「地域ケア会議の効果的展開」におきまして、チームアプローチの視点を意識した地域ケア会議の展開について、知識や技術を学ぶ機会としました。

【管理者研修】では、「管理者としてのスーパービジョンの視点と実践」として、職員の育成・定着のため、管理者がバイザーとしての支援やその実践を学ぶ機会としました。

続きまして、議題6資料①をご覧ください。令和8年度、包括職員研修計画(案)でございます。研修形態は、これまでと同様に階層別と階層を問わない全体研修で構成します。

【基礎研修】におきましては、精神疾患が疑われるケースへの対応に苦慮しているとの声も多く、毎年研修希望も多いため、例年研修テーマとして取り上げている「精神疾患への理解と支援」について、令和8年度は家族も含む包括的な支援の視点について学び、適切な支援につなげる機会とします。

【発展研修】につきましては、「在宅ケア現場におけるハラスメント研修」を計画しております。これまで、管理者研修においては法的リスクマネジメント等をテーマとした研修を実施してまいりました。支援の現場でもハラスメント対応が必要となる場面は増加しているため、中堅期

職員もハラスメント対応について理解を深めると同時に、相談援助職として意思決定支援の視点も持ちながらの具体的な支援方法を学び、よりよい支援につなげることをめざします。

【管理者研修】につきましては、今年度に引き続き、「管理者のスーパービジョンの視点と実践」として管理者がバイザーとしての視点やその実践向上を学び、現場でのスーパービジョンの推進と体制整備をめざします。また、虐待防止や権利擁護支援にかかる研修に関しても、引き続き行ってまいります。なお、研修内容は包括内、ブランチで共有するとともに、講師の了解が得られたものについては資料も含め、圏域の居宅支援事業所連絡会等で情報共有してまいります。

説明は以上でございます。

○白澤委員長

ありがとうございました。報告1と合わせてでございますが、ご質問でございますでしょうか。

それでは議題6について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成多数)

議題6につきましては、お認めをいただきました。

それでは、報告の2「地域ケア会議等から見えてきた主な市域の課題に対する市の施策について（令和6年度課題）」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

引き続き松井の方からご説明させていただきます。資料につきましては、報告2「地域ケア会議等から見えてきた主な市域の課題に対する市の施策について」をご覧ください。

こちらの内容につきましては、先日3月4日に開催されました「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」にてご審議・ご承認されましたのでご報告します。資料①2ページをご覧ください。地域ケア会議については、介護保険法に定められた会議であり、個別事例の検討を通じて多職種協働によりケアマネジメント支援等を行うとともに、地域課題を抽出し、地域づくりや政策形成等につなげていくことを目的としています。

右の図に本市における「地域ケア会議等から政策形成につなげる仕組み」を示しております。本市では、地域ケア会議等から見えてきた課題を、政策形成につなげるため、各区において「地域ケア推進会議」を開催するとともに、市においては、この「市地域包括支援センター運営協議会」と「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を「大阪市地域ケア推進会議」と位置付けており、「市地域包括支援センター運営協議会」では、各区から報告された課題の集約を行い、「高齢者福祉専門分科会」では、集約された課題に関して、市の施策に反映するための検討を行うこととしております。

続いて3ページをご覧ください。地域ケア会議等から見えてきた課題の政策形成に係るサイクルです。第1回市運協において、各区から報告を受けた「地域ケア会議等から見えてきた課題」を取りまとめ、ご報告いたしました。その後、市域で取り組むべき課題については、各局担当部署へ課題に対する施策反映状況の確認を行い、先日開催されました「社会福祉審議会、高齢者福祉専門分科会」にて審議、承認されましたので、「報告2」として枠囲みをしている部分となりますけれども、本日、今市運協にてご報告いたします。なお、その左側の枠囲み「報告3」につきましては、このあと、区域の課題に対し、今年度、区域で取り組まれた内容をご報告させていた

できます。

4 ページをご覧ください。左側より市域での取り組みが必要とされた主な地域課題を「複合的な課題を持つ世帯等に関する課題」、「認知症の人の支援に関する課題」、「自立支援・重度化防止に関する課題」の3つのテーマに分けて記載しております。続いて、それぞれの課題に対し、課題解決に向けて必要と考える取組、および既存の施策、取組状況を記載し、一番右に今後の方針、方向性を示しております。記載しております各課題に対する市の施策、および今後の方針をいくつかご紹介いたします。4 ページから5 ページ上段の「複合的な課題を持つ世帯等に関する課題」に挙げられた①「複合的な課題（認知症、精神疾患、障がい、ごみ屋敷等）を抱える世帯への支援が増加しており、多職種連携が必要である」という課題に対しましては、総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）の普及啓発活動を行うとともに、支援機関や区役所職員を対象とした事業報告会の実施等、関係機関が一体となった相談支援体制の構築に向けた取組を進めております。また、支援者を対象とした研修の実施や、SV バンクによるスーパーバイザーの派遣等により、関係者への支援とともに支援者のスキルアップに向けた取り組みも行っております。今後の方針・方向性としてしましては、新たな取組として、複合的な課題を抱える世帯への支援のヒントとなるよう、つながる場で検討された事例のうち、よく見られるケースを集約し、各区に共有する予定としております。

続いて、5 ページ下段、「認知症の人の支援に関する課題」についてです。主な地域課題として、⑩「認知症当事者や家族が参加できる居場所の把握や周知が十分ではない。」等、主に認知症に関する理解の増進や普及啓発、情報発信に関する課題がありました。これらの課題に対して、認知症に関する理解増進のため、認知症アプリ・ナビを活用した情報発信をはじめとした普及・啓発活動を行っております。また認知症の人が住み慣れた地域で継続的に活動できるよう、認知症の人やその家族を地域で見守り支援する「ちーむオレンジサポーター」や「オレンジパートナー」の登録を促進しております。今後も、様々な職域や幅広い世代に向けた普及啓発の取組をはじめ、「ちーむオレンジサポーター」や「オレンジパートナー」の登録を促進し、それらの情報を発信する取組を進めてまいります。

つぎに、6 ページ「自立支援・重度化防止に関する課題」の、⑪「住民（若い世代を含む）、専門職ともに重度化防止、自立に向けたモチベーションが希薄である。」という課題に対しましては、自立支援型ケアマネジメント検討会議の実施や研修等を通じて、ケアマネジャー等専門職のスキル向上、およびスキルの平準化を図っております。地域住民に対しましては、高齢者が自らの健康状態を認識し、知識や経験に合わせた主体的な介護予防活動を継続できるよう、通いの場であるいきいき百歳体操・かみかみ百歳体操を実施するグループに対し、専門職（リハ職）を派遣し、立ち上げや継続の支援を行う、等の取組を行っております。また、介護予防の更なる推進「“すかい” プロジェクト」介護予防理解促進事業において介護予防ガイドブックを作成しまして介護予防の啓発を行っております。今後も、介護予防のさらなる啓発を図り、取組を強化してまいります。

報告2につきましては以上でございます。

○白澤委員長

ありがとうございました。なにかご質問ございますか。

○岡田委員

よくおまとめいただいたと思います。そのうえで、6ページの孤立する高齢者に関する支援の⑦にある孤立する高齢者の早期発見は難しいといった課題へ対応する取り組みが、研修であるとか協定であるとかでは具体性が欠けているように感じる。もちろん研修も大事だが、このような早期発見等の課題への対策として、どのようなシステムをつくるのかといったことが、課題解決に向けた取り組みにならないといけないと思っているので、もう少し踏み込んだ内容にしないといけないと感じる。というのは、次期の計画ではかなり高齢者が増え、今以上に孤立する高齢者が増えていく状態になれば、当然このあたりのところは、もう少し踏み込んだ流れをしていただかないといけないのではないかと。過去に白澤委員長がつくられた3層5段階とまでは言わないとしても、対応するなんらかのシステムをつくらないといけない。研修で質の向上を図ることは理解できるが、どういうシステムで、このような方々を支援し、介護保険外の内容を高齢者保健福祉計画としてどうしていくのか、お考がえていただければと思います。意見です。

○白澤委員長

大阪市として、ここまで課題を出しているのはいいことだと思っている。既存の施策、取組状況を書いているのではだめで、何かをどうしていくのか。地域ケア会議って新たな社会資源をつくっていくとか、変えていくとか、制度だけではなくて住民が行うことも含めて求められている。今後おそらく、このなかにはまだ課題としては出ていないが頼れる身寄りのない大きな課題となってくる。高齢者の保証人・死後の問題をどうするのか。独り暮らし高齢者が多いわけですから、ケアマネジャーが代筆したり、あるいは、救急車に同乗するなどの彼らが言うシャドウワークの課題が出てくる。既存施策や取組状況を書くのではなくて、区レベル・市レベルでどうするのか。各課に回して聞いているという仕組みではだめで、どこで議論したらいいのか。区レベルでは地域ケア会議は随分努力していると感じているが、市レベルにきたときに、既存の施策はこうですではなく、どういうものを作っていくのかという発想に転換すべきではないか。意見です。

○事務局

ご意見ありがとうございます。単に既存の施策、取組状況を取りまとめているわけではないのですが、まとめ方の課題はあるのかなと。孤立する高齢者についても研修だけでなく、地域のお目をはぐくむであったり、事業者のお目を協定を結んでやりますみたいなどころなどの取り組みは進めており、そういったところをどんどん増やしてみたいなどころもやっています。新たな社会資源もニーズが上がっているなか生活支援コーディネーターが社会資源の開発などを地道にやっているとところもあります。身寄りのない方の死後の問題についても本市で検討していないという訳ではなく、国の動向もみながら検討を進めております。ご意見を踏まえて次期計画の策定や反映について、本市社会福祉審議会高齢者専門分科会などを通じましてわかりやすくお示ししてまいりたい。

○白澤委員長

既存の施策や取組状況というよりも、今後なにをするのか整理したらよい。もうひとつは各課

にきく話なのか議論をする場所というか、行政の施策も大事だが、地域から上がってくる課題を行政だけで拾うのではなくって、地域の団体なども含めて議論するなど、行政だけで議論すると、ディフェンスだけが固く、新たなものを作っていくものになりにくい。何かしらの仕掛けがあれば発展するのではないかと感じる。

○岡田委員

難しいことではあるんですけども、私、最近ちょっと色々調査研究をしていて思うのは、制度は制度のロジックはもちろんあるわけです。法律的に提供し、そして標準化しないといけないということがあるんですが、しかし一方で高齢者の生活は生活のロジックがあって、24時間365日続いているわけですね。でも制度上はお金がかかるものなのでスポット的に支援をするという形になるんですけども、生活はスポットではなかなか解決できない。そこに制度上のロジックと生活上のロジックに齟齬ができている状態なんじゃないかなと。ですから、制度の狭間をどういうふうにしていくのかっていう。これは行政だけがもちろんやることじゃなくて、制度を運営する行政はそこで終わりなんですけど、じゃあ地域づくりという観点から行政になにができるのかというのを社会福祉協議会とともに考えざるを得ない。認知症高齢者なんかは特にそうなんですけど、やっぱり伴走型支援にならざるを得ない。ただ単にスポットで支援をしていくんじゃなくて、伴走的に支援していくためにどういう制度をどう活用して地域づくりをしていくかっていう、新たな段階に入っているのかなと思いますので、コメントとして付け加えさせていただきたい。

○白澤委員長

アウトカムが一体何なのかっていうところまで行って初めて成果がある。アウトカムというのと、もう一度、今、既存でやっているものとを整理して、そういうものをこうやるということと、行政だけの力ではなくて、やっぱりその民間の力もこの中に入り込んできて、いろんなものが出来上がっていくという仕掛けをどういう場で議論するのか、ぜひお考えいただくとありがたいというふうに思います。

それでは報告3について事務局よりお願いします。

○事務局

引き続きまして松井の方から、「各区地域包括支援センター運営協議会の実施状況等について」ご説明申し上げます。

資料①の1ページをご覧ください。上部に記載しておりますのは、区運営協議会における各回の審議内容です。第3回は、他の回と同時開催も可能としております。

下の表は、令和7年度の各区運営協議会の実施状況をまとめたものでございます。7ページから31ページまでは、令和6年度に行われた地域ケア会議等から見てきた区域の課題について、令和7年度に各区で取り組んだ内容が報告されたもので、24区分を掲載しております。こちらが、先ほど、「報告2の資料」でご覧いただきました「地域ケア会議等から見てきた課題の政策形成に係るサイクル」内の「報告3」の枠囲み部分となります。左端から、令和6年度第4回区運営協議会で検討した「地域ケア会議等から見てきた課題」のうち、「区単位で取り組むべき課題」、「区地域ケア推進会議で検討した取り組むべき方向性」、半分より右が、令和7年度の実取り組み

内容として、「区で取り組んだ具体的内容」、「今後、区で取り組む具体的内容（予定）」となっております。

3～5ページには24区の報告から主なものをまとめております。各区、区の特性に応じた取組をされていますので、先ほどご報告いたしました地域ケア会議等から見えてきた市域の課題の3つのテーマに沿って、少しご紹介させていただきます。

「複合的な課題を抱える世帯等に関する課題」として、15ページNo. 3にございますように、天王寺区では「ペットの譲渡先や自宅の家財処分等の緊急の対応を要する事例が顕在化している」という区域の課題に対し、区役所内での動物に関する相談窓口である健康増進グループと連携し、居宅支援事業者連絡会で「適性飼育」「ペットもしも安心カード」についての周知、啓発を行う取組を実施し、今後も連携する予定となっております。

「認知症の人の支援に関する課題」としては、13ページNo. 3にございますように、港区では「地域住民や家族、本人に認知症への理解が不足しているため、対応方法がわからない」という区域の課題に対し、つながる機会の少ない男性介護者が集う場所として「男性介護者の会」を開催しました。今後も介護者同士が交流できる場づくりを継続支援することとなっております。

「自立支援・重度化防止に関する課題」としまして、14ページNo. 2にございますように、大正区では「介護保険外のサービスや地域活動を利用した、介護予防や重度化防止に向けた取組が十分にできていない」という区域の課題に対しまして、介護予防に資する活動の場を増やす取組として、地域包括支援センター、区内医療機関等と協働し、認知症予防の講座を月1回開催しております。今後も継続する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長

ありがとうございます。

区は具体的に何をしたかとなっている。大阪市も具体的に何をするかっていうことを、同じようにして展開していくこと、どうしたらできるのか、考えていただきたい。

なにかほかにご質問ご意見ございませんか。ないようでしたら、報告4について事務局よりお願いします。

○事務局

福祉局生活福祉部相談支援担当課長の河北でございます。平素、権利擁護、虐待防止につきまして、ご協力いただいております。ありがとうございます。では、私の方から、報告4資料①の「高齢者虐待対応状況について」ご報告させていただきます。記載している内容につきましては、令和6年度における、養護者および養介護施設従事者等による、高齢者虐待に関する通報件数等のデータをまとめたものとなります。

本日は、資料の内容のうち、ポイントとなる点に絞って、報告いたします。まず養護者による虐待の報告です。1ページをご覧ください。「1 相談・通報件数」です。令和6年度の通報件数は1,272件となっており、令和5年度に比べ94件の増となっております。経年的に見ますと、令和3年度に見た目の通報件数としては一旦減少したものの、令和4年度以降、再度増加している状況です。全体の約3分の1通報を包括が受理しています。また、虐待の事実ありと判断した件

数は 361 件で、令和 3 年度以降は増加しています。なお、通報受理件数のうち「虐待の事実ありと判断した」ものの割合は概ね 3 割となっており、前年度と同程度となっています。

続いて、「2 相談・通報者」です。昨年度に続き、警察からの通報が一番多く 683 件（46.7%）次に「介護支援専門員」が 273 件（18.7%）と多く、例年と同様の傾向です。P2 をご覧ください。上のグラフは、通報者ごとの虐待ありの判断をした割合です。包括との関わりが深い介護支援専門員・介護保険事業所職員・医療機関従事者等の身近な支援者からの通報では、虐待判断した割合が 50%を超えています。次に、虐待の種別では身体的虐待が 197 件（53.7%）と最も多くなっています。なお、経済的虐待は 25.1%となっており、全国と比べ、大阪市では割合が高くなっています。

続いて、P3 をご覧ください。被虐待者の状況です。「被虐待者の性別」では、女性が多く、例年と同様、また全国・大阪府でも女性が多くなっています。その下「被虐待者の年齢」です。「80～84 歳」が最も多く、次いで「85～89 歳」と多くなっています。P4 に続きますが、これを人口 10 万対発生率で見ますと、年齢が高くなれば高くなるほど、虐待の発生率が高まる傾向にあることがわかります。その下「被虐待者の要介護度」です。要介護 1～3 の認定を受けている高齢者が人数で多く、またその下の人口 10 万対発生率を見ますと、なかでも「要介護 3」の認定を受けている高齢者における虐待発生率が高いといえます。介護保険「未申請・申請中」は 60 件（16.3%）となっています。

P5 です。要介護認定を受けている被虐待高齢者の認知症日常生活自立度では、「Ⅱ」が最も多くなっています。要介護認定を受けている被虐待者の 75%に何らかの認知症状が認められ、認知症高齢者への介護支援が、虐待の未然防止・早期発見には重要と考えられます。続いてその下「虐待者」についてです。最も多いのが「息子」次いで「娘」となっており、いずれも前年度から増加しています。実の子からの虐待が半数以上と多いのは、例年と同様の傾向です。

6 ページでは、虐待の発生要因を記載しています。虐待者側の要因では「介護疲れ・介護ストレス」が 212 件と最も多く、全体の 58.7%を占めています。また、被虐待者の状況では、「認知症の症状」が 211 件と最も多く、全体の 58.4%を占めており、この調査項目からも、認知症高齢者への家族による介護の支援が、虐待の未然防止・早期発見には重要と考えられます。

続いて P7 です。対応状況についてですが、介護保険サービスの利用や、老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置等により施設入所等、分離を行った事例は 85 件です。一方、養護者への助言指導や、介護サービスのケアプランの見直し等を行い、高齢者本人と虐待者の分離を行っていない事例は 174 件となっています。続いて、虐待対応を行った事例への権利擁護に関する対応を記載しています。詳細につきましては資料をご参照ください。養護者による高齢者虐待についての報告は以上です。

P8 以降は養介護施設従事者等による虐待の状況です。通報件数は 136 件（令和 5 年度の 1.36 倍）、虐待の事実ありと判断した件数は 72 件（令和 5 年度の 1.95 倍）で、いずれも増加しています。昨年まで、やや減少傾向とお伝えしておりましたが、令和 2 年～令和 5 年までは、コロナの影響で、通報そのものが減少していたのではないかと考えられます。相談・通報者は、通報者が判明しているなかでは、「当該施設職員」が 39 件（28.7%）と最も多く、次に「施設・事業所の

管理者」が26件（19.1％）となっており、施設関係者からの通報が約半数を占めています。虐待者の種別では、「身体的虐待」が32件（51.6％）と最も多く、次いで「心理的虐待」が27件（43.5％）となっています。また、「ネグレクト」が、13件（21.0％）と、令和5年度より増加しております。この他、詳細については、資料をご一読いただきますようお願いいたします。なお、参考資料としてP11に国及び大阪府の数値を記載しております。本市の通報件数は、養護者によるもの、施設従事者によるもののいずれも、大阪府全体の3割以上を占めており、今後も引き続き、虐待に関する周知、広報を通じた地域などへの啓発や、事業所への研修などにより、虐待の早期発見、未然防止に取り組む必要があると考えています。以上で、高齢者虐待の報告を終わります。ありがとうございました。

○白澤委員長

どうもありがとうございました。高齢者虐待についてありました。なにかご質問ございますか。

施設はコロナの時に面会がなく、家族の虐待の発見が難しかった。これは在宅も同じで、ケアマネジャーが訪問ではなく電話で対応できる要件となったことも影響している。今後さらに虐待問題は顕在化していくと思います。ご報告どうもありがとうございました。

それでは続きまして報告5を事務局よりお願いします。

《 非公開 》

○白澤委員長

なにかご質問ございますか。無いようだったら進行を事務局へお返しします。

○司会

事務局からは以上となります。

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

今年度最後の運営協議会となりますが、委員のみなさまにおかれましては1年間誠にありがとうございました。それでは、これもちまして、令和7年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。